

バリアフリー化を図る事業所への補助金

1. 目的

市内事業者の事業活動を支援し、地域産業の活性化を促進するとともに、市内における共生社会の実現を図ることを目的に、市内店舗等が行うバリアフリー化工事に対し、その経費の一部を補助します。



2. 内容

補助対象者	<p>以下の全てを満たす企業が補助対象者となります。</p> <p>①市内に本社または主たる事業所を有している企業であって、バリアフリー工事を実施する店舗が『飲食店』、『宿泊施設』、『小売店』であること。 ②工事完了後も対象店舗の営業を継続すること。 ③納付期限の到来した市税を完納していること。 ④風俗営業、性風俗関連特殊営業、暴力団もしくは暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有している者が営業している店舗でないこと。</p> <p>【対象外の店舗】 テイクアウト専門店、宅配サービス専門店、キッチンカー、特定の利用者のみ（企業の従業員のみ、など）が利用する店舗 など</p>
補助対象要件等	<p>店舗で実施するバリアフリー工事が補助対象となります。</p> <p>【バリアフリー工事の例】 スロープの設置、段差の解消、多目的トイレの設置、表示板の設置（多目的トイレの表示看板など）、手すりの設置、自動ドアの設置、出入口の間口を広げる、床を滑りにくくする など ※障がい者、高齢者、その他多くの利用者が利用しやすくなるリフォームが補助対象となります。 ※既に設置されている物の機能を強化する改修や、古くなってこのままでは利用者が不便のため、これを解消する改修も対象となります。 ※汎用性のある備品や消耗品の購入費は対象外となります。</p>
対象経費と補助金額	<p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 5万円以上の工事等が補助対象となります。・ 消費税は補助対象外となります。また、国県その他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費からその額を差し引くものとします。 <p>【補助金額】</p> <p>対象経費×1/2、補助上限は50万円（1,000円未満切り捨て） 例）段差解消の工事110万円（消費税抜）×1/2＝市補助上限50万円 事業所負担は60万円と消費税</p>

【裏面もご覧ください】

3. 申請方法

下記の①～⑥の書類を市役所産業政策課へ提出してください。
書類は十日町市ホームページに掲載しています。

- ①補助金交付申請書
- ②事業実施計画書
- ③工事等の見積書またはこれに準ずる書類（コピー可）
- ④工事等の内容がわかる図面、パンフレット、カタログ等（コピー可）
- ⑤施工前の状況が確認できる写真
- ⑥市税の納税証明請求書

※市役所本庁税務課・各支所地域振興課で有料（350円）で発行します。

4. 事業の完了報告

事業完了後、下記の①～⑦の書類を市役所産業政策課へ提出してください。
書類は十日町市ホームページに掲載しています。

- ①補助金実績報告書兼請求書
- ②事業実績報告書
- ③工事等の請求書（コピー可）
- ④工事等の領収書（コピー可）
- ⑤施行中の状況が確認できる写真
- ⑥施工後の状況が確認できる写真
- ⑦市が補助金を振り込む金融機関の通帳（口座情報がわかるページのコピー）

5. 注意事項

- ①申請受付は、予算額を超過した時点で終了となります。
- ②市へ申請書を提出し、補助金交付決定通知書を受け取った後の工事等が対象となります。
- ③工事等の実施後は、遅滞なく実績報告書類を市へ提出してください。
- ④同一事業者が同一年度内に申請できるのは1回に限ります。



担当課：十日町市産業政策課 産業振興係
電話：025-757-3139
E-mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp



詳細はこちら

令和8年4月1日版